

中退共から確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金へ資産移換できます

中退共(中小企業退職金共済)を実施する事業所と企業年金(確定給付企業年金(以下「DB」とします。))又は企業型確定拠出年金(以下「企業型DC」とします。))を実施する事業所が、平成30年5月1日以後に合併等(注1)を行い、合併等をした後の1つの中小企業に中退共と企業年金が適用される2つの従業員グループが併存し、当該中小企業において企業年金のみを実施する場合には、中退共の退職金共済契約を解除し、解除日の翌日に中退共の被共済者であった従業員が加入者資格を取得する時、又は既に加入者資格を取得している時であって、後日、資産移換を申出た場合に企業年金へ中退共の解約手当金相当額を移換できます。

なお、当該解除日は月の末日(土日祝日を問わず。)となり、当該資産移換の申出は合併等を行った日から起算して1年以内で、かつ、解除日の翌日から起算して3月以内となります。

(注1) 合併等とは、会社法その他の法律の規定による吸収合併若しくは新設合併、又は吸収分割若しくは新設分割、又は従業員の労働契約の権利義務が承継される事業譲渡等をいいます。

中退共から企業年金へ資産移換する事業主

1. 必要に応じて、中退共との退職金共済契約の変更手続又は新規契約締結します。
2. 契約解除希望月及び企業年金へ資産移換することの同意を得た被共済者(従業員)の氏名等を記入した、資産移換専用の「企業合併等に伴う資産移換のための同意解除の申出(解除通知書)」を中退共に提出(注2)します。
3. 契約解除希望月の翌月以降に「企業年金制度への資産移換の申出書」を提出します(合併等を行った日から起算して1年以内、かつ、解除日(月の末日)の翌日から起算して3月以内です。)

(注2) 「企業合併等に伴う資産移換のための同意解除の申出(解除通知書)」は、提出日現在のすべての被共済者について、「企業年金への資産移換に同意して契約解除する」「資産移換のための契約解除の前に退職する」「企業年金への資産移換に同意せず退職金共済契約を継続する」「企業年金への資産移換に同意せず退職金共済契約を解除する」のいずれに該当するのかを被共済者ごとに示して中退共本部に提出してください。

仮に資産移換に同意しない被共済者又は企業年金の加入者資格を有さない被共済者がいた場合、当該被共済者は引き続き中退共を継続することができます。

また、企業年金へ資産移換することには同意せずに退職金共済契約の解除に同意した被共済者には、解約手当金(税法上一時所得に該当します。)を支給します。

ご注意ください

◆資産移換先の企業年金について

- ※中退共からの資産移換は、合併等をした日より前に実施していた企業年金に限られます(合併等をした日以後に実施された企業年金には中退共の資産移換はできません。)
- ※合併等の相手事業主が、企業年金から中退共への資産移換の申出を行う場合は、企業年金へ資産移換はできません。
- ※中退共からの資産移換を受けることができる企業年金の要件等は裏面をご覧ください。



◆新規加入掛金助成について

- ※合併等をした日より前に初めて中退共と退職金共済契約を締結した事業主には、新規加入掛金助成を適用します。
- ※合併等をした日以後に初めて中退共と退職金共済契約を締結し、企業年金へ資産移換する事業主であって、
 - ①上記「(注2)」に記載がある、「企業年金への資産移換に同意せず退職金共済契約を継続する」被共済者がいるときは、新規加入掛金助成を適用します。
 - ②すべての被共済者が企業年金へ資産移換することに同意し、退職金共済契約の解除を申出るときは、新規加入掛金助成を適用しません。
 したがって、「企業合併等に伴う資産移換のための同意解除の申出(解除通知書)」は退職金共済契約締結日から3月以内に申出するようお願いいたします。
- なお、当該掛金助成の適用後に中退共へ資産移換を申出た場合は、それまでに受けた新規加入掛金助成総額(既に脱退等した被共済者分を含みます。)と同額を一括して中退共に納付する必要があります(納付期限経過後は延滞利息の対象となります。)

◆月額変更掛金助成について

- ※掛金月額を増額した事業主には月額変更掛金助成を適用します。ただし、同居の親族のみを雇用する事業主には当該掛金助成を適用しません。

合併等後に中退共のみを実施する場合には、企業年金の資産(積立金等又は個人別管理資産)を中退共へ資産移換できます(別資料「確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金から中退共へ資産移換できます」をご覧ください。)

中退共から資産移換できる企業年金

中退共からの資産移換を受けられるDBの要件等について

◆要件について

中退共からの資産移換を受けることができる企業年金の要件は以下のとおりです。

- ①資産移換する被共済者の、資産移換後の給付原価から資産移換がなかったとして計算される給付原価を控除した額が、資産移換額を下回らないこと
- ②資産移換額は事業主負担の掛金として一括して払い込まれること
- ③中退共への資産移換の申出がされていないこと
- ④合併等をした日より前から実施していること
- ⑤資産移換する被共済者は、加入者資格の待期期間を定めないこと

◆企業年金規約の変更について

中退共からの資産移換を受けるには企業年金の規約の変更が必要とされています。主な事項は以下のとおりです。なお、企業年金の規約については中退共本部ではお答えできませんので、実施機関等にお尋ねください。

- ①合併等により中退共から資産移換が受けられること
- ②資産移換額の算定期間を加入者期間に算入すること
- ③死亡以外で加入者資格喪失したとき、脱退一時金の支給要件を満たさない場合でも、資産移換額を支給すること

中退共からの資産移換を受けられる企業型DCの要件等について

◆要件について

中退共からの資産移換を受けることができる企業年金の要件は以下のとおりです。

- ①被共済者ごとの資産移換額の全額が、当該被共済者の個人別管理資産に一括して払い込まれること
- ②中退共への資産移換の申出がされていないこと
- ③合併等をした日より前から実施していること
- ④資産移換する被共済者は、加入者資格の待期期間を定めないこと

◆企業年金規約の変更について

中退共からの資産移換を受けるには企業年金の規約の変更が必要とされています。主な事項は以下のとおりです。なお、企業年金の規約については中退共本部ではお答えできませんので、実施機関等にお尋ねください。

- ①合併等により中退共から資産移換が受けられること
- ②60歳以上の継続雇用者であって、資産移換を受ける従業員も加入者とする
- ③資産移換を受ける期日
- ④資産移換額の算定期間を加入者期間に算入すること

《お問い合わせ》



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

制度について詳しくは

中退共

検索



〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211